

# 難病指定医について

平素は、奈良県の難病対策にご協力いただきありがとうございます。別添のとおり難病指定医の「指定通知書」を送付します。

指定医の主な役割、注意点等については以下のとおりですので、ご一読ください。

## 1 指定医の職務

- 患者が指定難病に罹っていること及びその病状の程度を証する診断書（臨床調査個人票）の作成

※臨床調査個人票と診断基準は厚生労働省ホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>

- 難病に関する情報の収集に関する施策に資する情報の提供

## 2 指定医の区分（指定医番号の3桁目のアルファベット）

- 難病指定医

- ①専門医資格によるもの（指定医番号の記号：S）
- ②研修によるもの（指定医番号の記号：T）

} 新規・更新の臨床調査個人票（診断書）記載可能

- 協力難病指定医（指定医番号の記号：C）（研修によるもの）…更新のみ記載可能

## 3 診断書（臨床調査個人票）の作成にあたっての注意点

- 診断書（臨床調査個人票）を作成するにあたって、指定通知書に記載のある「指定医番号」を臨床調査個人票の所定の欄に記載ください。ご記入がない場合、窓口では、指定医により作成された診断書ではないと判断し、差し戻しになることがあります。

- 主たる勤務地が奈良県内にあり、他都道府県の医療機関で非常勤職員等として勤務している場合、奈良県で指定された指定医番号を利用してください。複数の都道府県の「指定医番号」を同時に持つことはできません。

## 4 指定医の有効期間と更新について

- 指定医の有効期間は、指定通知書をご覧ください。
- 有効期限の前に、更新申請を行ってください。
- 専門医資格による難病指定医の更新申請にあたっては、申請時に専門医の認定期間内であることの証明が必要です。

## 5 指定内容の変更について

- 主たる勤務先の変更（奈良県内）等、指定通知書の記載事項及び連絡先に変更が生じた場合、変更届が必要となります。変更届は下記の奈良県ホームページからダウンロードできます。

## 6 県外に転出するとき

- 主たる勤務先である医療機関が県外になるときは、当該医療機関の所在地の都道府県に改めて指定医指定申請書（新規申請）を提出し、新たな指定を受けるとともに、奈良県に辞退の届け出を行ってください。奈良県の指定は取り消されます。

## 7 公表について

- 奈良県では、法令に基づき、指定通知書に記載された事項のうち、次の事項を下記の奈良県ホームページに掲載します。  
①医師氏名 ②主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地 ③担当する診療科名

「難病対策について」 <http://www.pref.nara.jp/5264.htm>